める。

第 令 和 百 年 九 几 十 月 + 号 Н

0)

別表農地災害復旧緊急支援事業の項中 間の暴風雨及び豪雨による災害」を

「及び令和元年八月十三日から九月二十四

一日ま

令和元年八月十三日

から九月

一十四日まで 日までの間

一年五月十五日から七月三十一

の間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和一

刊

(1)0)

豪雨による災害」

に改める。

増

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規定の 示 亦

部改正

農村森林整備課)

告

目

次

告

福岡県告示第四百六十号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定

令和三年年四月十六日

岡県知事 部

一部を改正する告示

誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程 (昭和三十二年九月福岡県告示第

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の

一条第六項中「及び令和元年八月十三日から九月」 十四四 日までの間 の暴風雨及び豪 八百七十八号)

の一部を次のように改正する

める。 雨による災害」を「、令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨 による災害並び令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害」 に改

第五条第 項第四号中 「災害復旧事業計画書 を 「災害復旧事業補助計画書」 に改

同条第三項に後段として次のように加える

があるときは、 この場合において緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する必要 その理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出しなければならない

則

交付規程の規定は、 この告示は、 公布の日から施行. 令和二年度の補助金から適用する 改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助

定期発行日 每週火金曜日